

いわき市公告 第 327 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及びいわき市財務規則（昭和 44 年いわき市規則第 17 号）第 112 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 30 日

いわき市長 内田 広之

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 貸付期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者。
- (2) 公告の日から入札の日までいわき市から入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをなされている者にあつては、当該手続き開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) いわき市に納税義務がある者は、市税に未納のないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において、2 年以上継続して管理及び運営の実績を有していること。
- (6) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 2 月 22 日制定）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 個人にあつてはいわき市内に住所を有すること。法人にあつては、いわき市内に本店、支店または営業所を有すること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び時間
 - ア 場所 (3)に示す場所に同じ。
 - イ 期間 令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 2 月 24 日（火）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）
受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
（正午から午後 1 時までを除く）

(2) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時 令和8年3月16日(月)午後1時25分

イ 場所 いわき市役所 議会棟 第5委員会室

(3) 問い合わせ先

郵便番号 970-8686 いわき市平字梅本21番地

いわき市産業振興部産業チャレンジ課(本庁舎7階)

電話番号 0246-22-1126

ファクシミリ 0246-22-1198

電子メール sangyochallenge@city.iwaki.lg.jp

4 現場説明会

実施しない。

5 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

6 入札参加申込方法

入札希望者は、(1)に定める提出書類を、令和8年2月24日(火)午後5時15分までに3(3)に定める場所に持参すること。

なお、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出または説明等を求めることがある。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 市の発行する身分証明書(個人の場合)又は写し

ウ 住民票(法人にあっては商業登記簿謄本)又は写し

エ 印鑑証明書又は写し

オ いわき市に納税義務がある者は市が発行する納税証明書又は写し

カ 同意書

キ 誓約書

ク 設置する自動販売機のカatalog(仕様・寸法・消費電力等がわかるもの)

ケ 販売品目に許認可等が必要な場合はその免許証の写し(該当の場合のみ)

コ 会社更生手続き又は民事再生手続きの開始の決定を受けた者が、入札に参加することに支障がないことを証明する書類

サ 上記 2(5)における実績を申告する書類(書式は任意)又は写し

シ 官公署において自動販売機設置に係る2年間の使用許可を受けた実績があるものは、その許可書の写し

※ イ～オは、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札。
- (2) 同一入札に他人の代理人を兼ね、又は2通以上行った入札。
- (3) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札用件を認定し難い入札。
- (4) 入札書に記載した金額を訂正した入札。
- (5) 入札書に記名押印のない入札。
- (6) 登録印鑑と異なる印鑑を押印した入札。
- (7) 委任状の提出がない代理人が行った入札。
- (8) 委任状に押印した代理人の使用印鑑と異なる印鑑を押印した代理人の入札。
- (9) 連合その他不正な行為によって行ったと認められる入札。
- (10) その他入札に関する条件に違反した場合。

8 貸付料の納付

入札説明書に記載

9 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及びいわき市財務規則の定めるところによる。
- (2) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアまたはイのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止基準に基づく指名停止を受けた場合

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合

- (3) 契約担当者は落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(2)のアまたはイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことが出来るものとする。

この場合において、契約担当者は、落札決定の取消しに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- (4) 入札者は、開札後、入札条件の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) その他不明な点は、いわき市役所産業振興部産業チャレンジ課まで照会のこと。

電話 0246-22-1126